

# 要 望 書

福島県知事 佐藤雄平 様

福島県浜通り地方看護体制強化支援事業及び医療人材確保緊急支援事業の対象の拡充について

平成26年4月8日

南相馬市長 桜井勝延

東日本大震災と東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故から3年が経過し、除染をはじめ、徐々に復旧復興は進んでいますが、依然として市内全域において医療スタッフ不足が続いており、市内の全病院においては許可病床を稼働できず、地域の医療体制が保持できない状況にあります。

当市が昨年8月に実施した市外避難者対象のアンケートによると、今後帰還するための条件として、「医療従事者の増員などにより医療環境が整備される」と回答した方が41.1%で、「除染が進み、放射能汚染への不安が解消される」の57.5%に次いで多く、住民の帰還を促進させるためには、医療環境の整備が急務になっています。

このような事情の中、「福島県浜通り地方看護体制強化支援事業」及び「医療人材確保緊急支援事業」は、補助対象の範囲について、地域の実情を反映せず、緊急時避難準備区域であった区域内の病院のみに限定し、同様の事情にある同一市内の病院を対象外としたことから、当市の医療現場では不公平感が生じています。

当市の緊急時避難準備区域外の病院は、震災当時、国から入院患者全員避難の指示があり、区域内の病院と同様の対応を迫られた経緯があることから、今なお医療スタッフの確保に苦労し、疲弊している状況にあります。

また、補助事業を実施する場合、補助対象の範囲を看護師のみに設定されると、同一医療機関内において、医療スタッフ間に不公平感が生まれ、医療機関における医療スタッフの確保が阻害されてしまいます。

当市の医療機関を復興し、地域の医療体制を保持するためには、すべての病院、そしてすべての医療スタッフに公平な対応をすべきであります。

以上のことから、次のとおり要望いたします。

- 一 「福島県浜通り地方看護体制強化支援事業」及び「医療人材確保緊急支援事業」の対象範囲を「緊急時避難準備区域であった区域内的の病院」から「南相馬市全域の病院」に拡充すること。
- 二 医療スタッフ不足に対応するため、「福島県浜通り地方看護体制強化支援事業」の支援対象を看護師のみではなく、薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、看護助手、リハビリ技師などすべての医療スタッフに拡大すること。